

## 揮発性有機化合物排出施設の排出基準等に係る立入検査

中西基晴 押尾敏夫 内藤季和 猪野正和 井上智博 横山新紀 吉成晴彦 堀本泰秀

大気汚染防止法の改正により、平成 18 年 4 月 1 日から VOC（大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物）排出施設に対する規制が開始された。

2007 年度には大気汚染防止法に基づく VOC 排出施設に対する立入検査を 2 事業所 4 施設について実

施した。

結果概要は下表のとおりであり、全ての施設で排出基準に適合した。なお、2009 年度末まで排出基準の適用は猶予されている。

表 2007 年度立入検査結果

事業所名	施設名	測定値 (ppmC)	基準値 (ppmC)	適否
A事業所	化学製品製造に供する乾燥施設	87	600	適
B事業所	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ、粘着シート、はく離紙又は包装材料の製造に係る接着の用に供する乾燥施設1	25	1400	適
	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ、粘着シート、はく離紙又は包装材料の製造に係る接着の用に供する乾燥施設2	10	1400	適
	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ、粘着シート、はく離紙又は包装材料の製造に係る接着の用に供する乾燥施設3	17	1400	適